

**第25期宝塚市農業委員会
令和8年(2026年)第4回議事録**

令和8年(2026年)4月20日

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和8年第4回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)4月20日(月)14時00分~15時00分
2. 場 所 宝塚市役所4階 政策会議室
3. 農業委員定数 13人
4. 出席委員
1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一
9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明
5. 欠席委員
4番小中和正、8番古野弘之
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員
1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、5番和田秀彰
8. 欠席農地利用最適化推進委員
4番二井久和
9. 事務局
事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里
10. 議 題
 - 1 議案第106号 非農地証明願の件
 - 2 議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
 - 3 議案第108号 令和8年度最適化活動の目標決定の件
 - 4 報告第119号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
 - 5 報告第120号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
 - 6 報告第121号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
 - 7 報告第122号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件

第25期宝塚市農業委員会令和8年第3回総会

日時：令和8年3月23日

開会 午後2時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和8年第4回総会を開催します。本日を含めて残り4回ということで、最後までご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。本日は、小中委員、古野委員、二井推進委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第4回総会は成立しております。本日の議事録署名委員には9番平塚委員と10番金岡委員、お二人をお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 諸般の報告の中でご質問等ございますか。特にないようですので、それでは審議に移りたいと思います。議案第106号を議題といたします。事務局から説明願ひます。

○事務局 議案第106号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたのでご審議願ひます。願出人が(住所) (氏名)さん。申請地が中筋(地番)、地目は畑。地積が1991㎡、所有者が(氏名)さんです。農地でなくなった時期と現況ですが、平成11年に倉庫とハウスを建築。証明を必要とする理由は地目変更登記のためです。その他としまして、国土地理院の2005年の航空写真の添付がありました。位置図は3ページ目をご確認ください。

○林会長 地区委員のご意見をお伺ひしたいと思います。阪上会長代理。

○阪上委員 はい、大丈夫だと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か本件に対しましてご意見、ご質問等ございますか。特にないようですので採決いたします。議案106号について証明することに賛成の農業委員は挙手願ひます。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので許可することといたします。次に議案第107号を議題といたします。事務局から説明願ひます。

○事務局 議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので県への進達に伴う意見書提出につきご審議願ひます。

1件目、申請人が(住所) (氏名)さん、譲渡人が(住所) (氏名)さん。申請地が宝塚市大原野字(地番)、地目は畑。地積は1981㎡のうち0.2813㎡です。耕作者は譲渡人の(氏名)さんです。転用目的としては営農型太陽光発電設備の設置で、使用期間は許可日から3年間です。施設の構造は、図面を参照ください。面積は1981㎡で、営農型太陽光発電設備の下部農地面積と同じです。今回設定する権利の種類としては賃借権で、その他としまして、農振農用地区域内の農地になっております。また、添付書類として営農型太陽光発電設備の設計図、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書、下部の農地における営農への影

響見込及びその根拠書類、自治会長及び水利組合長の同意書、隣接農地の同意書、営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書がありました。こちらの申請ですが、営農型太陽光発電設備の設置に係る設備の支柱部分の一時転用となっております。3年ごとに更新の申請が必要になるので、今回申請をしていただきました。また、営農型太陽光発電設備のパネル部分に関しては、農地法3条の地上権の設定が必要になりますが、そちらは5条の許可申請が県の方に行き、県から許可が下り次第、議案としてまた挙げさせていただきます。位置図につきましては7ページをご覧くださいまして、施設の概要は8ページをご覧ください。続いて2件目です。申請人のうち譲受人が(住所) (氏名)さん。譲渡人が(住所) (氏名)さん。申請地は大原野字(地番)、地目が田、地積が1785㎡のうち0.271㎡です。耕作者は譲渡人と同じく(氏名)さんです。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置で使用期間は許可日から3年間。施設の概要は後ほど図面の方を参照いただきまして面積は下部農地面積と同じく1785㎡です。設定される権利の種類は賃借権で、その他といたしまして、農振農用区域内の農地であること、そして添付書類として営農型太陽光発電設備の設計図と営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書と下部の農地における営農への影響見込み及びその根拠書類、また必要な知見を有する者の意見書、自治会長及び水利組合長の同意書、隣接農地の同意書、営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書の添付がございました。営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用となっております、こちらも前から設置しており、3年ごとの更新の申請となっております。こちらと同じくパネル部分に関しては、農地法3条の地上権の設定が必要になりますが、県知事より5条許可が下り次第、議案として挙げさせていただきます。位置図は、同じく7ページをご覧くださいまして、施設の概要は9ページをご覧ください。

○林会長 ありがとうございます。説明が終わりました。地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。船岡委員。

○船岡委員 特に問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、本件に対しまして何かご意見、ご質問等ございますか。特にないようですので採決いたします。議案第107号について県へ進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、進達することといたします。次に議案第108号ですが、事務局から本日最後の報告第122号の後にご審議をいただきたいとの内容のことですので、先に報告事項に移りたいと思います。報告第119号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第119号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。届出者が(住所) (氏名)さん、届出地が米谷(地番)、地目は田、地積は734㎡、転用目的は、自然観察園、幼稚園の遊戯場として使われます。造成期間と建設期間は特にありません。施設の概要ですが、構造として林が300㎡、体験用の畑が100㎡、納屋が12㎡、トイレが8㎡、温室が8㎡、車庫が12.5㎡で面積が734㎡となっております。その他としまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はなかったため同意書の添付はありませんでした。15ページ目に始末書の添付もございます。関西電力送配電株式会社の地役権の同意書

も添付ございました。位置図は 13 ページ、施設の事業計画は 14 ページ、始末書は 15 ページでご確認をお願いいたします。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区担当委員の古野委員が本日欠席ですので事務局よりご報告願いたいと思います。

○事務局 古野委員より特に問題ないと伺っております。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問ございますか。特にないようですので報告第 120 号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第 120 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出があったもののうち専決処分したものについて報告します。それでは 17 ページをご覧ください。届出者のうち、譲受人が、(住所) (氏名)さん。譲渡人が(住所) (氏名)さん。届出地が中筋(地番)、地目は田、地籍が 176 ㎡です。転用目的は住宅用地で、造成期間が令和 8 年 8 月 1 日から 90 日間、建設期間が令和 8 年 12 月 1 日から 210 日間です。施設の概要は木造 2 階建て、延べ床面積 100 ㎡が 2 棟建つ予定です。権利の種類は所有権の移転で、その他といたしまして、水利組合と隣接農地の同意書がございました。位置図は 18 ページをご覧ください、施設の概要は 19 ページの着色部分が今回の農地部分になりますので、そちらをご覧ください。

○林会長 説明が終わりました。地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。阪上文代委員。

○阪上文代委員 問題ありません。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問等ございました。特にないようですので、次に移ります。報告第 121 号を報告します。事務局から説明願います。

○事務局 報告第 121 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1 件目、申請人が(住所) (氏名)さん。農業経営期間が令和 5 年 3 月 10 日から令和 8 年 3 月 5 日。耕作面積が 954 ㎡です。納税猶予農地が山本丸橋(地番)、面積は 954 ㎡です。証明年月日は令和 8 年 3 月 5 日で、植木を植えておられました。位置図は 23 ページをご確認ください。

2 件目、申請人が(住所) (氏名)さん。農業経営期間が令和 5 年 8 月 30 日から令和 8 年 3 月 5 日、耕作面積が 632 ㎡、山本野里(地番)です。証明年月日が令和 8 年 3 月 5 日、植木を植えておられました。位置図は 24 ページでご確認をお願いいたします。

3 件目、申請人が(住所) (氏名)さん。農業経営期間が令和 5 年 3 月 10 日から令和 8 年 3 月 11 日です。耕作面積が 3229 ㎡で、納税猶予農地が山本丸橋(地番)外 5 筆、合計 6 筆の面積 2981 ㎡で、令和 8 年 3 月 11 日に証明しております。願出地の外 5 筆ですが、山本丸橋(地番)、畑、423 ㎡、(地番)、田、366 ㎡、(地番)、田、245 ㎡、これらが植木として利用されておりました。山本丸橋(地番)、田、565 ㎡と(地番)、田、1062 ㎡は肥培管理中でした。位置図は 25 ページ、26 ページでご確認をお願いします。

4 件目、申請人が(住所) (氏名)さん、農業経営期間が令和 5 年 3 月 30 日から令和 8 年 3 月 16 日です。耕作面積は 1160 m²で、納税猶予農地は長尾町(地番)外 1 筆、合計 2 筆の面積が 1160 m²です。証明年月日は令和 8 年 3 月 16 日、その他としまして、残り 1 筆が口谷東(地番)、田、565 m²で、植木として 2 筆とも使われていました。位置図は 27 ページ、28 ページでご確認をお願いいたします。

5 件目。申請人が(住所) (氏名)さん、農業経営期間が令和 5 年 7 月 22 日から令和 8 年 3 月 27 日です。耕作面積は 1019 m²です。納税猶予農地が山本中(地番)外 2 筆、合計 3 筆で面積は 782 m²です。証明年月日は令和 8 年 3 月 27 日です。その他としまして、他 2 筆ですが山本中(地番)、畑、474 m²のうち 237 m²こちらが持ち分 2 分の 1 です。(地番)、田、26 m² 3 筆とも植木として利用されていました。位置図は 29 ページでご確認をお願いいたします。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第 122 号及び先ほど保留した議案第 108 号を一括で審議いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第 122 号及び議案 108 号一括して説明させていただきます。お手元に本日お配りしました別紙という綴りの方をご覧くださいと思います。議案書につきましては先日本お配りしているものと同じものがついております。それでは 1 枚めくっていただきまして、1 ページ、報告第 122 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件。別紙のとおり、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について報告します。内容が次の 2 ページから 8 ページまでとなっております。こちらなんですけども、今年のちょうど今頃になります。農業委員会では、農業委員会に関する法律の中で、毎年度、翌年度の最適化活動の目標を設定して、その目標に向かって一年間活動を続けていただきまして、その実績を新年度に取りまとめ、報告することと定められております。ただいまの報告第 122 号につきましては、令和 7 年度、昨年度一年間の皆様の活動の実績を取りまとめたものとなっております。いろんなたくさんの項目がございまして、目標に対して実績という形になっております。かいつまんで説明させていただきますと、3 ページ目、農業委員会一番の活動、最適化活動の実績の部分になります。中段ですけども、②目標の部分、令和 8 年度、今年度末までの最終の集積率の目標が 15%、そのうち今年度末まで書いてありますが、令和 7 年度末までの目標として 14%その下が③実績ですけども、令和 7 年度末の集積率が 14.2%、目標に対する達成状況が 101.2%、順調にといえますか、目標の方を達成しております、今年度、令和 8 年度一年かけまして最終目標の 15%を目指すとようになっております。その他いろいろ項目あるのですが、またちょっと時間かけてゆっくり見ていただけたらなあと考えております。続きまして、9 ページになります議案第 108 号令和 8 年度最適化活動の目標決定の件。別紙のとおり、令和 8 年度最適化活動の目標の決定についてご審議願います。

こちらが、今説明させていただきました実績を受けまして、今年度、令和 8 年度の活動の目標となっております。こちらも所定の様式に当てはめる形で作成しております。先ほどの最適化活動の件でいきますと、令和 8 年度集積率 15%が最終の目標になっておりまして、令和 8 年度、最終年度になりますので、目標、今年度末の集積率、同じく 15%となっております。こちらに向かって、皆様におかれましては、残り数ヶ月で次の委員さんにバトンタッチをしていただくこととなりますが、受け継いだ次の委員さんが令和 8 年度末までに 15%を達成するという目標にな

っております。その他もいろいろ項目ございますが、こちらについても後ほどじっくりご検討いただけたらと思っております。

○林会長 説明は終わりました。本件につきましては量的に非常に多いです、委員の皆様もこの場ですぐに内容を理解することは難しいと思われま。基本的には事務局が作成した案の通りで、問題ないと考えておりますが、農業委員、推進委員で、後ほどじっくり内容を検討していただき、何かご意見ご質問等ございましたら、今週末 4 月 24 日までに事務局の方にお伝え願いたいと思います。今週中に特段のご意見がなかった場合、当該内容を全員賛成とみなして、事務局案どおりで決定させていただきます。また皆様からご意見ご質問を受けて、当該内容を変更する必要があった場合、変更が軽易なものについては事務局一任ということで、皆様のご理解をお願いしたいと思います。

以上で、本日の議案 3 件、報告 4 件について議案審議等は終了いたします。これもちまして、令和 8 年第 4 回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番(会長)	林 五郎
9 番	平塚 茂樹
10 番	金岡 昭弘